

情報開示の求めに関する取扱ポリシー

本ポリシーは、SB Intuitions株式会社（以下「当社」）に寄せられるお問い合わせのうち、「生成AIの適切な利活用等に向けた知的財産の保護及び透明性に関するプリンシプル・コード」（以下「同コード」）の原則2または原則3に基づく情報開示の求めに適用されます。これら以外のお問い合わせには適用されません。

第1部：情報開示の求めに係る共通事項

1. 情報開示の求めに関する事前確認

同コードの原則2または原則3に基づく情報開示をご希望の方（以下「開示要求者」）は、共通事項並びに該当原則の取扱ポリシー、開示要求時の提出項目および誓約内容をご確認ください。

2. 情報開示の求めへの対応

当社は、同コードに定める要件を満たすために必要な情報のご提示および所定の誓約への同意を伴うお問い合わせについて、その内容を確認のうえ、対応いたします。

3. 情報開示の求めに当たり示していただく項目

当社は、情報開示の求めに当たり、示していただいた項目に基づいて情報開示をいたします。当社が、示された項目において具体性がないまたは矛盾があると判断した場合には、その確認に必要な範囲で、補足説明や裏付け資料の提示を求めるための補足依頼を開示要求者に対して行う場合があります。

4. 補足依頼における書類

当社が、情報開示の求めに当たり必要と判断した場合には、開示要求の資格を有することを確認するために、開示要求者の本人確認のための書類（開示要求者が法人の場合であれば法人を特定するための書類）、代理による開示要求の場合の委任状、著作権を有していることの証明資料または訴訟の準備に関する証明資料等の提出を求める場合があります。

5. 情報開示の求めに対する対応期間

当社は、回答の利用目的および法的手続きの内容等を踏まえ、また、技術的実現性と調査に要する資源を考慮したうえで、可能な限り詳細かつ分かりやすい回答を、合理的な期間内に行うよう努めます。

6. 情報開示に対する制限

当社は、受領した情報開示の求めに対し、情報開示に係る手数料の徴収および要求の回数・範囲を制限する場合があります。これに対し手数料が支払われない場合または制限回数・範囲を超える情報開示の要求に対しては、当社判断により情報開示を行わない場合があります。

また、上記補足依頼に対する補足が行われない場合または、情報開示が当社が関わる法的手続に関連する場合においては、当社判断により情報開示を行わない場合があります。

7. 情報開示に対する説明

情報開示の求めに対し、以下に示す原則2または原則3の要件を確認したうえで対応いたしますが、技術的な制約その他の合理的な理由により、回答の全部または一部を差し控える場合があります。当社が、回答の全部または一部を行うことができない場合には、その範囲と理由をご説明します。

第2部：原則2に基づく情報開示の求めへの取扱ポリシー

当社は、原則2に基づく開示要求者からの情報開示の求めについて、同コードの原則2に定める要件として第1部および第2部において示す提出項目を確認のうえ回答します。提出項目において原則2が求める要件を充足しない場合には、補足依頼を行う場合がありますが、補足依頼によっても要件を充足できないと当社が判断した場合には、情報開示を行わない場合があります。

8. 開示要求者を示す情報と回答の利用目的

原則2に基づき開示要求者に該当する者であることを示す理由として、当社が指定する提出項目（開示要求者の氏名および代理人の有無、対象となる作品、開示要求者の権利または法律上保護される利益との関係、問題としている行為、現に行いまたは準備をしている法的手続の概要等）をご提示ください。また、情報開示の求めに係る回答の利用目的として、どのような目的・手続で、どのように利用する予定かを具体的にご提示ください。

9. 情報開示の求めに係る対象

情報開示の求めの照会対象として、URL等の情報（照会対象の説明を含む）をご提示ください。なお、照会対象として、当社において容易にアクセスし確認できる情報以外の情報をご提示された場合、情報開示を行えない場合があります。

10. 当社に情報開示を求める理由

当社は、情報開示の求めに対し、その照会対象が当社が開発する生成AIの学習・検証等に用いられたデータまたはその収集源に含まれているか否かについて回答します。当社にこの回答を求める理由を具体的にご提示ください。

11. 開示の求めに際しての誓約

開示要求者には、次の事項を誓約していただきます。

「私は、本開示の求めに対する回答を、本開示の求めにおいて明示した利用目的以外の目的で利用しないことを誓約します。」

第3部：原則3に基づく情報開示の求めへの取扱ポリシー

当社は、原則3に基づく開示要求者からの情報開示の求めについて、同コードの原則3に定める要件として第1部および第3部において示す提出項目を確認のうえ回答します。提出項目において原則3が求める要件を充足しない場合には、補足依頼を行う場合がありますが、補足依頼によっても要件を充足できないと当社が判断した場合には、情報開示を行わない場合があります。

12. 生成物に関連する情報および回答の利用目的

原則3に基づく開示要求者に該当する者であることを示す理由として、当社が指定する提出項目（開示を求める者の生成に係るモデル・システム・サービス情報および生成物、当該生成物を生成する際に用いたプロンプト等）をご提示ください。また、情報開示の求めに係る回答の利用目的として、どのような目的・手続で、どのように利用する予定かを具体的にご提示ください。

13. 情報開示の求めに係る対象

情報開示の求めの照会対象として、情報開示を求める者の生成に係る生成物と同一または類似するコンテンツが掲載されたURL等の情報（照会対象の説明を含む）をご提示ください。なお、照会対象に当社において容易にアクセスし確認できる情報以外の情報をご提示された場合、情報開示を行えない場合があります。

14. 情報開示の求めに係る理由

当社は、情報開示の求めに対し、その照会対象が当社が開発する生成AIの学習・検証等に用いられたデータまたはその収集源に含まれているか否かについて回答します。この回答を求める理由を具体的にご提示ください。

15. 開示の求めに際しての誓約

開示要求者には、回答の具体的な利用目的を明示したうえで、次の事項を誓約していただきます。

「私は、本開示の求めに対する回答を、本開示の求めにおいて明示した利用目的以外の目的、または訴訟提起、調停申立て、ADR（裁判外紛争解決手続）の申立てに用いる目的で利用しないことを誓約します。」